

地方分権改革の現在とこれから

—地方分権の推進に関する決議 30 年を迎えて—

地方分権改革の推進が国会で決議されてから 30 年、地方分権一括法が成立してから 25 年が経過しました。国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に移行するといった分権改革に地方行政に関係する人間としては、住民のための地方行政が推進されるものと大いに期待しました。

しかし、この改革により、規制緩和や権限移譲がすすむものとの期待は現在では急速に萎みつつあります。相変わらず財政は三割自治と言われた時代と同様に国の配分に頼り、しかも、国の財政危機を理由にして地方交付税自体が削減されています。地方自治の自由度は減少し、自治を担う自治体自身が思考停止し、国の方針決定待ちの姿勢が定着しています。しかし、新型コロナウイルスへの対応

に象徴されるように、地方自治体への住民の期待は益々膨らんでいます。

今回の講演会は「地方分権改革の現在とこれから」を題材として地方自治の現状を厳しく問い直し、これからの方向性を探る講演会を企画しました。講師には新しく地方自治総合研究所の所長に就任された上智大学の北村喜宣先生をお呼びしました。先生は地方自治と行政法を専門分野にしており、総研の所長に就任後、全国の自治体を回って研究を行っています。コロナ禍の時代をどう生きるのか、地方自治体はなにをすべきなのか一つの方向性と指針を示していただけるものと考えます。関係する皆様のご参加をおまちしています。

[講演会資料代 500 円 会員無料]

★ お申込は自治研センターへ 電話043-225-0020

FAX 043-225-0021

☆2月17日（金）までにお申し込み下さい

自治研センター 講演会のご案内

- 日時：2023年3月4日（土）
14時30分～16時30分
- 会場：千葉県教育会館本館 203 会議室
千葉市中央区中央 4-13-10

<講演 講師紹介>

北村 喜宣 氏

(きたむら よしのぶ)



<現職> 上智大学法学部 教授。公益財団法人地方自治総合研究所 所長。

<略歴> 1960年京都府生まれ。1983年、神戸大学法学部卒業、1988年にカルフォルニア大学バークレー校大学院「法と社会政策」研究科修士課程修了後、横浜国立大学経済学部専任講師・助教授を経て、2001年上智大学法学部教授に就任。

主な著書として、『環境法〔第2版〕』（有斐閣、2019年3月）、『自治体環境行政法〔第8版〕』（第一法規、2018年10月）、『分権政策法務の実践』（有斐閣、2018年2月）等。

- 主催：千葉県地方自治研究センター
- 共催：自治労千葉県本部
- 後援：連 合 千 葉